

# 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

## 社会福祉法人長岡福寿会行動計画

当法人では、男女問わずワークライフバランスのとれた働き方ができる職場環境を実現するため、つぎのように計画を策定する。

1、計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日までの5年間

2、目標と取組内容・実施時期

目標1：子が1歳までの女性職員の育児休業取得率100%の維持並びに男性職員の取得率を50%以上にする。

〈取組内容〉

2025年4月～育児介護休業等に関する規程を整備し、電子掲示版による全職員への周知を行う。

全職員へ育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。

2026年4月～配偶者が出産した男性職員へ育児休業を推奨するとともに、育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険免除等制度の周知のための研修を行う。

目標2：管理職に占める男女比率と全職員の男女比率が同程度になるようにする。

〈取組内容〉

2025年4月～現状把握や課題確認を行い、職員に共有する。

2026年4月～昇進基準を検証し、男女公正な人事評価基準について見直しを図る。

2027年4月～管理職育成を目的とした育成研修を構築する。

2028年4月～進捗状況を分析し、目標達成に向けた取組の見直しを行う。